

## 建築確認申請等の手数料（令和8年4月1日改正）

< 建築確認及び完了検査等の申請手数料（計画通知も含む） >

### ● 建築物

（単位：円）

床面積の合計(m <sup>2</sup> )	～30以内	30超～100以内	100超～200以内	200超～300以内	300超～500以内	500超～
確認	14,900 (11,100)	29,200 (19,100)	40,200 (25,300)	53,200	76,300	134,200
中間検査	19,900 (13,600)	28,000 (17,900)	39,500 (24,000)	54,700	56,700	62,100
完了検査	19,300 (13,600)	28,000 (18,500)	40,700 (25,400)	55,200	60,900	74,900
完了検査 (中間検査を受けた場合)	18,300 (12,600)	27,000 (17,500)	38,700 (23,400)	53,200	58,900	71,900

建築基準法第6条第1項第3号の建築物で建築士の設計によるものは、下段かっこ書きの金額による。

※1：計画変更は、①既計画部分の変更のみの場合は、既計画部分の変更に係る床面積の1/2

②増築のみの場合は、増築部分の床面積

③既計画部分の変更と増築がある場合は、①と②の合計面積

※2：移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更は対象床面積の1/2

※3：中間検査は、特定行政庁が特定工程（建物の用途、規模等）を指定したものに適用され、床面積については中間検査部分の床面積の合計となる。（建方工事等に関する中間検査については、基礎の中間検査に係る面積を除く）

※4：「完了検査（中間検査を受けた場合）」の欄の適用は、建築基準法第7条の3第1項の検査又は第18条第29項の検査を受けた場合に限る。（→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない）

※5：下段かっこ書きの金額は、建築基準法第6条の4第1項に規定する審査の特例を適用するもの及び第7条の5に規定する検査の特例を適用するもの。（1つの申請の中に特例が適用される建築物とされない建築物がある場合、特例の適用がないものとして手数料を算定する。）

※6：建築物省エネ法（仕様基準により確認申請内で審査するもの）の確認申請手数料の加算

省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料（又は計画変更手数料）に上乗せして申請（別紙参照）

※7：建築物省エネ法の完了検査手数料の加算

建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物1戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請（3号特例の対象となる建築物又は建設住宅性能評価を行う場合を除く。）（別紙参照）

### ● 建築設備・工作物

（単位：円）

	小荷物専用昇降機	その他の建築設備（昇降機）	工作物
確認	9,700	20,900	17,700
確認済みの計画変更	6,800	10,500	9,700
完了検査	18,800	31,400	22,900